

※36 多摩ニュータウン計画：首都圏の宅地不足とスプロール化に対処するため多摩・八王子・町田・稲城の4市にまたがる2,980haに30万人が居住する新市街地を開発する計画。昭和40年から開発が進められ、同46年から入居が始まっている。

分野別計画

I. 市民とともに歩む自律都市

地方分権や行政改革を推進し、市民協働のまちづくりを進めるとともに、心のふれあうコミュニティをはぐくみ、市民一人ひとりが大切にされ、いきいきと活動する、市民とともに歩む自律都市



1. 市民協働のまちづくり …… P 43~46

- (1)市政への市民参画の推進 …… P 43
 - ①市民参画ルール等の整備 …… P 43
 - ②情報公開・提供システムの整備 …… P 44
 - ③市民の声をまちづくりに活かす仕組みづくり …… P 44
- (2)多様な協働と連携 …… P 45
 - ①まちづくりの協働体制の整備 …… P 45

- (2)男女平等施策の推進 …… P 51
 - ①男女共同参画による社会活動推進のための環境づくり …… P 52
 - ②男女平等の就労環境の整備 …… P 53
- (3)市民の生活と活動を支える情報の提供 …… P 54
 - ①くらしの情報ネットワークの充実 …… P 54
 - ②消費生活の充実 …… P 55
 - ③国際化に対応する環境づくり …… P 55

2. 心のふれあうコミュニティまちづくり …… P 46~50

- (1)コミュニティ活動の活性化 …… P 46
 - ①コミュニティ意識の高揚 …… P 47
 - ②コミュニティ活動の促進 …… P 47
- (2)コミュニティ環境づくりの展開 …… P 48
 - ①コミュニティ施設の整備・有効活用 …… P 50

4. 市民本位の行政運営によるまちづくり… P 56~61

- (1)市民感覚に基づく行政改革の推進 …… P 56
 - ①組織・機構の改革 …… P 56
 - ②人事管理の充実 …… P 57
 - ③分かりやすく開かれた市政の推進 …… P 57
 - ④事務管理の充実 …… P 58
- (2)行政運営の基盤強化 …… P 59
 - ①財政基盤の充実 …… P 60
 - ②適正な財政運営 …… P 60
 - ③新たな経営手法の導入 …… P 60
- (3)広域行政の展開 …… P 61
 - ①広域行政的な連携・協力 …… P 61

3. 市民がいきいきと活動するまちづくり …… P 50~55

- (1)一人ひとりが大切にされる地域の形成 …… P 51
 - ①国際平和の普及・啓発 …… P 51
 - ②人権尊重のまちづくり …… P 51

1 市民協働のまちづくり

背景と基本的考え方

多摩市では、多摩ニュータウン計画(※36)による住宅建設と市内の市街化開発によって、急速に人口が増加するとともに、市民による多様な活動が活発に行われ、優れた知識・技術などを持った人々がさまざまな分野で幅広く活躍しています。また、地方分権が着実に進展するなかで、市民が主体的に地域の課題に取り組み、行動する機会が増えています。まちづくりは、市民自治の原点にたつて、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが、それぞれの役割と責任のもとに、エネルギー、資力、知恵を集め、その力を発揮することによって創造的に進められます。このため、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展など社会潮流の変化に十分留意しながら、適切な情報の提供や市民との連携、協力を進め、まちづくりへの参画を促進し、市民の創意を十分に反映していきます。また、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの相互理解をもとに、まちづくりの協働体制づくりを進めます。

(1) 市政への市民参画の推進

現状と課題

多摩市は、各種の委員会・審議会への市民公募、市政やまちづくりについての懇談会の開催、市民ワークショップ(※37)の手法を取り入れた計画づくりやコミュニティセンターの建設・運営など、行政のさまざまな分野で多様な市民参画に取り組んできています。さらに、市民主体のまちづくりに向け、本市の市民自治の根幹となる条例を制定するとともに、必要な情報を分かりやすく、的確かつ迅速に伝え、あわせて行政運営の公平性と透明性の向上に努めることにより積極的な信頼関係を醸成し、市民との合意形成を図りながら、市民の選択と責任に基づいたまちづくりを行う必要があります。

また、市民参画による意見・提案を積極的に政策や施策に反映するとともに、その成果が活かされるようなシステムをつくっていくことが重要です。さらに、インターネット等を利用した高度情報化の進展に伴う双方向での情報の受発信を進めるなど、新たな市民参画の仕組みづくりについても取り組んでいく必要があります。

① 市民参画ルール等の整備

基本的な市民自治のルールを定め、市民協働を理念とした市政運営が展開できるような仕組みづくりを整備します。

■(仮称)市民自治基本条例の制定

地方分権時代における市民主体のまちづくりを進めるため、市民自治の基本理念、市民協働、市民参画等の仕組みを内容とする(仮称)市民自治基本条例を制定し、これを着実に遂行し、市民参画の成果が、確実に行政の計画決定、執行に反映されるとともに、その成果が検証できる仕組みづくりを進めます。

また、市民からの意見・疑問に対し、確実に応答する仕組みを確立します。

※38 都市型CATV：引込端子数1万以上、自主放送5チャンネル以上、双方向機能の3条件を揃え、多目的、多チャンネルのサービスを提供するケーブルテレビ。

※39 コミュニティ放送局：市町村程度の広さを放送エリアとした小規模なFMラジオ放送局。各種行政情報の伝達機関としても機能する。

② 情報公開・提供システムの整備

市民の市政への積極的な参画を促進し、公正・透明で開かれた市政の実現と行政の説明責任を果たすため、情報公開制度、行政資料室や広報活動などの充実により、情報公開・提供システムの整備を進めます。

■情報公開制度の充実

すべての市民にとって分かりやすい情報を適切な時期に積極的に提供・公表するなど情報公開の推進と充実に努め、行政活動に対する説明責任を果たしていきます。また、個人情報保護条例に基づき、個人のプライバシー保護と個人情報の適正な取り扱いに努めていきます。

■行政資料室の充実

情報公開の拠点としての行政資料室の充実に努め、市の情報や地域などに関する資料の収集・公表・提供を推進していきます。

■多様な広報活動の展開

たま広報をより親しみやすく、より見やすくするために一層の充実に努めます。また、都市型CATV(※38)やコミュニティ放送局(※39)、インターネットなどの多様な情報メディアを活用して身近で分かりやすい情報提供を推進していきます。

③ 市民の声をまちづくりに活かす仕組みづくり

市政への市民の参画機会の拡大にあわせ、潜在的な市民要望の掘り起こしなど、さまざまな仕組みを組み合わせ、幅広い市民要望を把握するとともに、さまざまな課題についてともに考え、まちづくりに活かす仕組みづくりを推進していきます。



■市民参画型広聴活動の展開

市民の要望を的確に把握し、施策に反映させるため、テーマ別懇談会やパブリックコメント制などの市民参画型広聴活動を展開していきます。また、幅広い層の市民参画に向け、インターネットなどの多様な情報メディアを活用した市民との双方向での情報の受発信システムの充実に努めます。あわせて、市民の相談に総合的に応えることができる体制の充実に努めます。

■委員会・懇談会などの活用

行政への市民参画を促進し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、委員会や懇談会などの活用を進めます。

また、委員会や懇談会委員等の市民公募枠の拡大、審議過程の公開の徹底等に努めます。

■モニター制度などの充実

市政に関するアンケートを行うモニター制度の充実や市政アドバイザー制度に取り組みます。

■潜在的な市民要望の把握等

潜在的な市民要望・意思を把握するために、職員出前講座や地域での懇談会などを通じ、待つ行政から出かける行政への転換を進めます。

また、幅広い層の市民が、委員会や審議会等への参画や傍聴を気軽にできるようにするための各種の環境づくりを行います。

(2) 多様な協働と連携

現状と課題

都市問題の複雑化や社会潮流の変化など、まちづくりの課題が多様化、高度化しています。小・中学校の統廃合や私立幼稚園の閉園をはじめとした、少子化の急速な進行や今後予想される急激な高齢化、グローバル化、高度情報化、またみどりが多く良好な自然環境が保たれている本市においてもごみ減量をはじめ、さまざまな環境問題への対応など、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが、それぞれの役割分担のもとに協働していくことの必要な分野が増大しています。このため、これまで、市が担ってきた社会サービスの分野についても、民間・非営利活動団体・ボランティアなどが、地域社会の一員として相互の信頼を強めるとともに、まちづくりへの役割を担い、市民の福祉や地域社会の発展のために、その人的、物的資源を活かしていくことが重要です。また、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働しながらより良いまちづくりを進めるための環境の整備が必要です。

① まちづくりの協働体制の整備

まちづくりに関わる市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの多様な活動を効果的に組み合わせ、それぞれの役割と責任のもとに協働・連携するまちづくりの仕組みを確立していきます。

■市民によるまちづくりへの支援

市民が持つ多才な能力や経験がまちづくりに活かせるよう市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働して、互いに情報・機会・場所の提供、人材の派遣を行うなど相互の連携と協働による市民の自主的なまちづくりを促進します。

■人材活用システムの整備

まちづくり活動を通して培った市民の能力や経験などの情報を集積して、市民力を積極的にまちづくりに活かしていきます。

■民間等による地域貢献活動の促進

民間、非営利活動団体、ボランティアなどが地域社会の一員として、人材、物的資源を活用しあいながら地域のまちづくり活動に参画し、地域に貢献できる環境を整備していきます。

■行政内部組織の充実

市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの協働に基づいたまちづくりを一層推進するため、地域の諸課題に迅速・的確な対応ができるように、内部組織相互の協力や連携の強化を図ります。

2 心のふれあうコミュニティまちづくり

背景と基本的考え方

市民一人ひとりが、お互いの個性や価値観などを尊重し合いながらくらすことのできるまちを実現するには、市民の主体的なコミュニティづくりへの参画が重要です。その基本となるのが、「自らの地域は、自らの主体的活動によりつくる」という市民の自治意識であり、地域の課題に対する主体的な取り組みと、ふれあいの広がりといえます。市民のまちづくりへの主体的な参画と市民同士の連携、協力を通じて、ボランティア活動などの公益的活動も含めた、さまざまなコミュニティ活動が一層盛んになるように支援していきます。

このため、市民が地域社会における多様な活動を通していきいきとした人間関係を築き、交流の輪を広げて、地域社会での心のふれあいをより豊かなものとするように、さまざまな交流の場づくりを進めるとともに、さまざまな地域の課題に地域社会が対応できるように支援を行います。

また、市民の地域に対する愛着や自治意識に基づく充実した地域社会づくりをめざしていきます。

(1) コミュニティ活動の活性化

現状と課題

多摩市は、従来からの市民に加えて、多摩ニュータウン開発などにより全国から移り住んできた人々によって構成されています。こうしたなかで、住環境や生活習慣の違いなどから地域における近隣関係の希薄さ、地域社会への愛着や参加意識などが低いという傾向も見られます。

また、市民一人ひとりが自分の価値観に基づいた主体的な生き方を求める傾向が強くなっています。そのようななかで、コミュニティセンター、集会所、公民館など各種のコミュニティ施設を利用した活動を通し



てふれあいの輪が広がるとともに、高齢者や子育てへの支援、環境問題への取り組みなど、地域の問題を地域の住民の手で解決しようという気運が高まってきています。今後とも、自分たちの地域をともに考え、自分たちの手でより良いまちにしていこうというコミュニティづくりの活性化を支援していくことが重要となっています。

① コミュニティ意識の高揚

コミュニティ意識をはぐくみ、地域への関心を深め、愛着がもてる個性豊かなコミュニティづくりにつなげていくための施策を実施していきます。

■コミュニティの理解促進

地域情報の提供や、コミュニティ施設を拠点とした交流イベント、学習会などを通して、市民一人ひとりの自治意識の高揚と地域の連帯感を深め、コミュニティについての理解とふるさと意識の醸成を促進していきます。

■市民の手による地域診断

市民の地域に対する認識を深め、地域の特性に合ったまちづくりを推進するために、市民の手による地域診断を支援していきます。

② コミュニティ活動の促進

世代を超えたさまざまな市民の交流や活動がより活発になるような機会づくりや活動への支援を行うとともに、コミュニティづくりを担う組織の育成・支援を行います。

■市民の交流促進

子どもからお年寄りまでの世代を超えた交流の機会を提供するとともに、市民の各種グループ間の交流を支援します。

■コミュニティ活動の支援

自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁的なコミュニティ活動、学習、文化などの知縁的コミュニティ活動、ボランティアなどの公益的なコミュニティ活動を支援していきます。

■コミュニティセンター協議会の支援

地域の特性を活かしたコミュニティセンターづくりを進めるため、その建設、運営に主体的に取り組む組織としての協議会の活動を育成、支援していきます。また、各地域でのまちづくりのための住民協議会への発展を促進、支援するとともに、全市的なコミュニティ活動の推進のための組織づくりを支援していきます。

■非営利活動の促進のための環境づくり

非営利活動団体が、その運営や活動に関する連絡、助言または援助を行う場を整備します。また、非営利活動団体が、地域の問題を地域の自らの意思で解決する社会貢献活動や社会サービスの供給主体となるように、市民・行政・事業者のパートナーシップの構築に努め、非営利活動団体の自立と活性化を図ります。

(2) コミュニティ環境づくりの展開

現状と課題

多摩市は、これまでコミュニティ活動の推進のため、ゾーニング(下図参照)に基づき、市民のまちづくり活動の拠点としてのコミュニティセンターを中心にコミュニティ環境の整備を進めてきました。こうした活動の場を利用した、活発な地域コミュニティ活動が行われるとともに、生涯学習やスポーツなどの趣味や生きがいつくりなど、さまざまなテーマを通じた、地域にとらわれない、いわゆるテーマコミュニティの活動も行われています。また、近年は民間、非営利活動団体、ボランティアなどによる多様な公益的活動も行われてきています。

今後、本格的な高齢社会への対応や、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会づくり、環境問題への対応など、さまざまな課題への対応に際し、各種のコミュニティ活動、公益的活動を通じた市民主体の取り組みがより重要となっています。

こうした多様なコミュニティ活動、公益的活動を行うためには、その母体となる地域コミュニティの単位にも、一定の広がりが必要と考えられることや、少子高齢化の進展により地域コミュニティの分布や広がりも変化してきていると考えられることから、コミュニティの実態にあったコミュニティ環境整備を進めることが課題となっています。

◆ ゾーニングの考え方 ◆

※コミュニティエリア(10区域)の設定

「コミュニティエリア」は、地域コミュニティの育成・発展を促すため、地域的な関係の深い地域同士における交流やスポーツ・レクリエーション、文化など市民の多様な活動を想定した生活圏であり、コミュニティ環境整備の単位・圏域として位置づけますが、その範囲は固定的なものではなく、地域コミュニティ形成の状況に応じて弾力的、可変的にとらえていきます。あわせて、地域にとらわれないテーマコミュニティ活動や公益的活動についてもその育成・発展を促進していきます。

今回、設定された10のコミュニティエリアは地域コミュニティ育成のための地域設定であり、拠点施設としてのコミュニティセンターの整備はこれを踏まえて進めますが、その他の計画の圏域や施設の整備計画を拘束するものではありません。



【コミュニティエリアの設定】

コミュニティ エリア	地域名 (仮称)	中学校区 <概ね>	小学校区 <概ね>	世帯数	人口	圏域施設	コミュニティづくりを 想定した対象圏域
第1	関戸 一ノ宮	多摩中	多摩第一小 東寺方小	6,532	13,143	関・一つむぎ館(コ)	○関戸1～5丁目 ○関戸(番地) ○一ノ宮1～4丁目
第2	連光寺 聖ヶ丘	聖ヶ丘中	連光寺小 聖ヶ丘小	6,137	15,932	連光寺複合施設(老)(児) ひじり館(コ)(図)	○連光寺1～6丁目 ○連光寺(番地) ○一ノ宮(番地) ○聖ヶ丘1～5丁目
第3	桜ヶ丘	多摩中 和田中 東愛宕中	多摩第一小 多摩第二小 多摩第三小 東寺方小	3,166	7,262	ゆう桜ヶ丘(コ)(児)	○桜ヶ丘1～4丁目 ○関戸6丁目 ○貝取(番地)
第4	東寺方 和田	和田中	東寺方小 多摩第二小 竜ヶ峰小	5,925	13,476	東寺方複合施設(老)(地) (児)(図)	○東寺方(番地) ○東寺方1丁目 ○落川(番地) ○百草(番地) ○和田(番地) ○和田1261番地 <百草団地>
第5	愛宕 乞田	東愛宕中	西愛宕小 東愛宕小 多摩第三小	6,915	16,450	愛宕かえで館(コ) 乞田・貝取ふれあい館 (コ)	○愛宕1～4丁目 ○東寺方・和田各3丁目 ○乞田(番地) ○永山・貝取・豊ヶ丘 各1丁目
第6	馬引沢 諏訪	諏訪中	北諏訪小 諏訪小	6,116	13,978	諏訪複合施設(老)(地)	○馬引沢1～2丁目 ○諏訪1～6丁目
第7	永山	多摩永山中	永山小 瓜生小	6,178	15,162		○永山2～7丁目
第8	貝取 豊ヶ丘	貝取中 豊ヶ丘中	北貝取小 南貝取小 北豊ヶ丘小 南豊ヶ丘小	5,914	17,192	貝取こぶし館(コ) 豊ヶ丘複合施設(老)(地) (児)(図)	○貝取2～5丁目 ○豊ヶ丘2～6丁目 ○南野1丁目
第9	鶴落 合南野	落合中 鶴牧中	西落合小 東落合小 南鶴牧小	6,711	18,769	TOM HOUSE(トムハ ウス)(コ)(児)	○落合2～6丁目 ○鶴牧3～5丁目 ○南野2～3丁目
第10	唐木田 中沢 山王下	鶴牧中	大松台小	4,576	10,163	多摩センター 地区市民ホール (地)	○唐木田1～3丁目 ○中沢1～2丁目 ○山王下1～2丁目 ○落合1丁目 ○鶴牧1・2・6丁目
合 計				58,170	141,527		

※世帯数・人口は平成13年1月1日現在の住民基本台帳によります。

凡例(コ)：コミュニティセンター、(老)：老人福祉館、(児)：児童館、(図)：図書館、(地)：地区市民ホール

① コミュニティ施設の整備・有効活用

市民のさまざまなコミュニティ活動や社会状況の変化に応じた施設整備を行っていきます。あわせて、民間、非営利活動団体、ボランティアなどの団体が行う公益的な活動との連携、協働に向けたコミュニティ施設の有効活用を図っていきます。

■コミュニティセンターの整備・充実

世代を超えた市民の交流の場やまちづくり活動の拠点となるコミュニティセンターを、コミュニティエリアを踏まえながら整備していきます。また、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの協働による事業の展開や、それらの活動の支援を図るなど、コミュニティセンターの運営の充実に努めます。



愛宕かえで館

■地区複合施設などの充実

既に設置されている地区複合施設や市民ホールについて、地域住民の要望に応じて適宜改修し、コミュニティ施設としての設備、機能の充実を図ります。

■集会所の整備・充実

自治会や管理組合の集会所の整備増改修補助、備品の整備等、施設の充実に努めながら、市民の身近なコミュニティ施設としての整備充実を図っていきます。

■コミュニティ施設の有効活用

個人から団体まで幅広い市民の多様な活動の場として、コミュニティ施設の利便性の向上を図ります。また、学校や民間施設の有効活用を図ります。

3 市民がいきいきと活動するまちづくり

背景と基本的考え方

多摩市においては、文化・スポーツ活動から消費生活や福祉、環境などの地域社会の対応が期待される課題まで、一人ひとりの生活スタイルや価値観に応じた、多様な市民の活動が展開されています。今後も、人間性と個性がより尊重され、一人ひとりが豊かさを実感できるような生活を創造していくため、外国人も含めた本市でくらす市民がいきいきと活動するまちをめざします。すべての市民の人権が尊重され、女性も男性もともにその能力と個性を十分に発揮し、真に平等で豊かな発展を支えていけるような環境整備に努めていきます。また、くらしに役立つ情報はもとより消費生活や地域活動に関わる情報などを体系的に収集、整理し、身近な公共施設や多様なメディアを通じて提供できるようなシステムを整備します。

※40 児童の権利に関する条約：18歳未満のすべての子どもを対象に、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助の促進をめざしている。わが国は、平成6年4月にこの条約を批准した。

(1) 一人ひとりが大切にされる地域の形成

現状と課題

国際化の進展により地域における問題・課題が国際社会と直結し、深く関わるようになってきました。多摩市においても在住外国人が増加するなかで、市民一人ひとりが、国際社会の一員であるとの自覚のもとに世界の恒久平和の実現、国際交流・国際協力などを進める必要があります。また、人が人として尊ばれ、心豊かに生きることができる社会を築くためには、市民一人ひとりが人権の尊さを深く認識し、あらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを進めていかなければなりません。

① 国際平和の普及・啓発

国際平和を願い、核兵器廃絶や平和意識の普及・啓発と平和に関する情報の収集・提供に努めます。

■平和意識の普及・啓発の推進

市民一人ひとりが平和に対する意識を深め、平和の理念を周りの人に広め、次の世代に語りついでいく機会として、平和写真展や講演会など平和に関する事業を推進します。

② 人権尊重のまちづくり

総合的な人権施策を推進し、すべての市民の基本的な人権が大切にされるよう、「人権教育のための国連10年」国内行動計画の趣旨に沿って、人権尊重のまちづくりを進めます。

また、「児童の権利条約」(※40)の理念に示される、子どもの権利を守り尊重するための啓発活動を推進します。

■総合的な人権施策の推進

女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別意識が解消され、お互いの人格を認め合う社会の実現をめざし、一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、人権尊重の視点にたった施策を総合的に推進します。

■人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、関係機関との連携を図るとともに、すべての市民が人権問題についての正しい理解と認識を持ち、差別のない自由で平等な社会を実現するため、講演会の開催、広報誌への掲載などの啓発活動の充実を図ります。

(2) 男女平等施策の推進

現状と課題

人間性と個性が尊重され、豊かさを実感できる活力あるまちとして発展するためには、男女を問わず一人ひとりに個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが必要です。女性が自らの生き方を選択し、社会的にも自立していこうとする意識の高まりや社会環境の変化などにより、女性の社会参画は、さまざまな分野でより一層進んできています。国では「男女雇用機会均等法」の改正や「育児休業法」、「男女共同参画社会基本法」が施行され、都においても、「東京都男女平等参画基本条例」を制定するなど、法制度面の整備が図られています。

多摩市は、女性の地域活動が比較的活発に行われていますが、依然として、性別役割分業の考え方も残っています。今後とも、こうした問題の解決に向け、一層の取り組みを行うとともに、「女と男がともに

※41 ドメスティックバイオレンス：夫や恋人など親しい関係の男性から女性に向けられる暴力。

生きる行動計画」を通じて、女性の多様な選択を可能にする条件整備や基盤づくりを推進し、平等と自立に支えられた対等な構成員としての男女共同参画社会の実現に努めることが求められています。また、女性が直面するさまざまな課題に対して、自ら解決し、主体的な活動の拠点であるTAMA女性センターの一層の充実が必要です。

① 男女共同参画による社会活動推進のための環境づくり

女性も男性も一個人として自立し、平等を基本にして、家庭、地域、社会などのあらゆる場面で、ともに参画してその能力を十分に活かせる環境づくりに努めます。

■男女共同参画社会の実現に向けた条例の制定

女性と男性が互いを「個」として尊重し合い、性別を超えてあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活動できるように、男女共同参画社会を推進するための条例を制定します。

■女と男がともに生きる行動計画の推進

女性問題の解決と男女平等を促進し、男女共同参画社会を実現するために、「女と男がともに生きる行動計画」等の諸施策を推進します。

■政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のために、政策・方針決定過程に男女双方の視点を活かしていきます。市の委員会や審議会などにおける男女バランスに配慮した選任を行ない、女性と男性、市民と行政がパートナーシップのもとに性別役割分業意識を超えた市政運営等への参画の促進を図ります。

■TAMA女性センターの充実

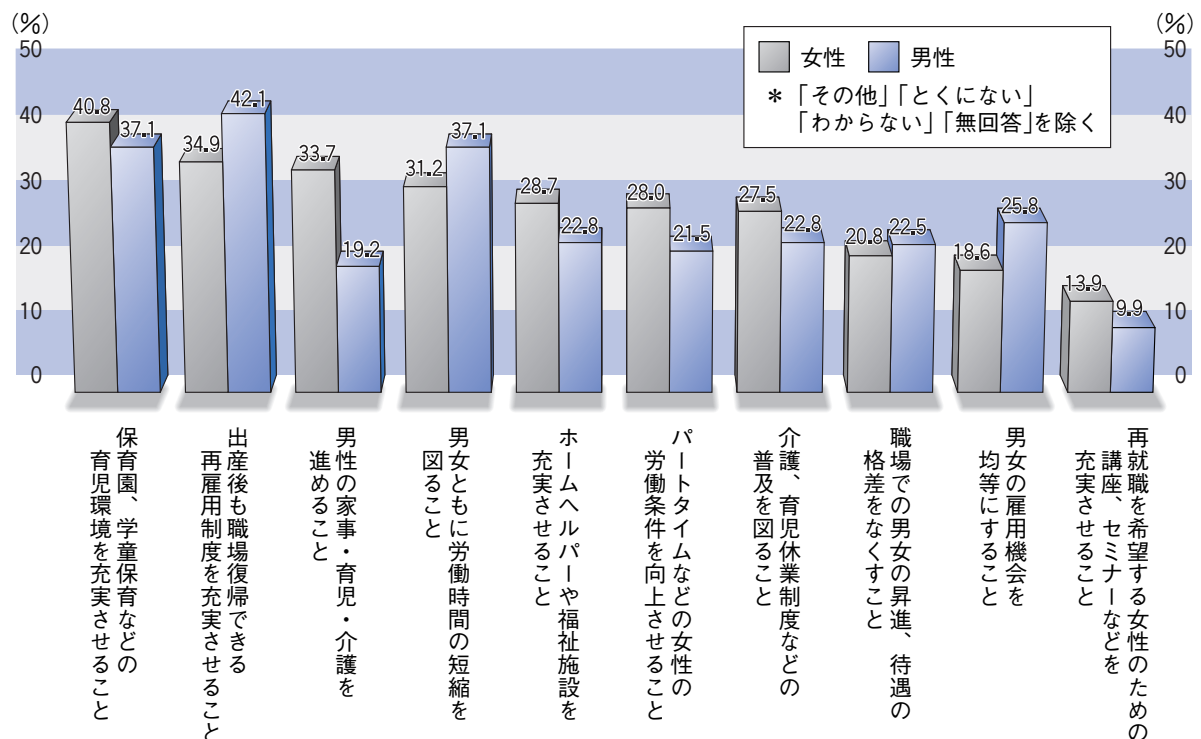
女と男がともに考え行動する拠点として、男女平等に関する情報提供、相談、講演会、ドメスティック・バイオレンス(※41)対策などの充実を図るとともに、自主活動を行う団体、グループの育成や交流の支援に努めます。



② 男女平等の就労環境の整備

女性の職場進出の増大に伴い、能力開発などの支援及び男女平等の就労条件整備や職場環境づくりなどに努めます。

男女平等に関する多摩市民意識及び実態調査報告書(平成11年)



■男女が支えあう社会環境づくり

子育てや介護などの場面において、男女がともに対等なパートナーとして認めあい、支えあう社会を築くための環境づくりを推進します。

■男女平等の就労条件整備

女性も男性も快適に働くために、労働に関する制度、法律の周知を図るとともに、女性の労働に関する情報の提供を充実し、企業誘致や起業支援などにより、女性の就労の機会と場の拡大に努めます。

■働きやすい職場環境づくり

男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けて、国や東京都と連携し、事業主への男女平等や労働条件の整備、育児休暇や介護休暇などの制度の活用を図るための啓発を行うとともに、職場優先の企業風土の是正のための施策や子育て支援などを実施します。

■能力開発と再就職支援

女性の再就職を支援するため、国や東京都と連携して再就職情報や相談窓口を充実し、高度情報化などの技術革新に対応した講座の実施など、能力開発へ向けた支援を行います。

(3) 市民の生活と活動を支える情報の提供

現状と課題

地方分権の推進、科学技術・情報化の進展やグローバル社会の到来は、多種多様な生活情報を大量に流通させ、さまざまな形で市民生活に影響を与えています。市民には、多くの情報から自ら必要なものを選び、活用する、情報の選択力を高めていくことが求められています。このため、市民生活に関わる地域の情報など、くらしに関するさまざまな情報を集め、つくりだし、分かりやすく発信する、くらしの情報ネットワークの整備が求められています。今後、市民にとってくらしに必要な情報とは何か、いかに質の良い情報の収集と提供ができるかなどを検討し、その利用価値を高めることが重要です。

また、消費の多様化・高度化が進むなかで、消費者の安全と利益を損なう数多くの問題が発生している一方、環境に負担の少ない消費生活を心がけることが求められています。自立した消費者として、市民が合理的な生活をおくれるように、消費生活相談や情報提供の充実が必要になります。さらに、外国人にも分かりやすい情報提供を推進するなど、外国人が住みやすく、活動しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

① くらしの情報ネットワークの充実

市民が情報を活用し、くらしの利便性、安全性、快適性の向上や交流の促進を図れるように、市民生活に関する各種情報を提供する仕組みを整備します。

■総合行政相談窓口の検討

市民活動や生活に係る多様な組織・施設間の情報の連携を円滑にすることにより、幅広い市民の相談に応え、多様な分野の情報を一括して提供することができるように、総合行政相談窓口の設置を検討します。

■市民活動や市民生活に関する情報の提供

文化、スポーツ、リサイクル、コミュニティ等の市民活動に関する情報や市民のくらしの向上を図るための福祉、保健、医療、教育、環境など行政の各分野にわたる情報を収集し、身近な施設や都市型CATV、コミュニティ放送局、インターネットなどの多様なメディアを活用した、市民への情報提供を充実します。

■都市機能情報の提供

都市型CATV、コミュニティ放送局やインターネットなどの多様なメディアを活用し、交通、都市情報や災害時の防災情報などの情報提供システムを整備します。

■情報活用能力の向上

市民が高度情報化社会の進展に的確に対応し、情報機器やマルチメディア(※42)をくらしのなかで活用していけるように、パソコン教室の開催などIT(情報技術)(※43)支援の場と機会を充実させます。また、身近な公共施設でパソコン等を利用し、インターネットを活用できるように努めます。



オープン時の情報ライブラリーの様子

※44 グリーンコンシューマー：買い物を通じた循環型社会づくりをめざし、環境にやさしい商品やサービスを選ぶ消費者。

② 消費生活の充実

消費者が自主性を持って合理的な消費生活がおくれるように、情報の提供、相談などを行うとともに、環境に配慮した消費生活活動についての取り組みを促進します。

■消費生活センターの充実

市民の消費生活の安定と向上をめざし、自主的な消費者活動を支援するために、消費生活に係る知識の習得、情報提供・相談や消費者団体などへの活動の場を提供するなどにより、消費生活センターの充実を図ります。

■消費生活関連情報提供の充実

市民が消費生活を営んでいくうえで不利益を受けないように、商品・サービスや契約に関する知識などの消費生活全般にわたる情報提供の充実を図るとともに、消費者講座などの啓発活動を充実し、消費者の自立を支援します。

■消費生活相談の充実

消費者被害を防止・救済するとともに、市民が日常生活のなかで直面するさまざまな課題を自ら解決していけるように、消費生活全般に関わる相談機能の充実を図ります。

■環境に配慮した消費生活の取り組み

環境に配慮した循環型社会をめざし、環境にやさしい商品やサービス等に関する情報や活動の場の提供やグリーンコンシューマー(※44)の運動を支援します。

③ 国際化に対応する環境づくり

外国人にとっても親しみやすく、魅力がある、活動しやすいまちづくりを推進していきます。

■外国語など案内表示の充実

外国人にも分かるように、街角や施設などの案内表示に外国語を併記していきます。

■外国人向け生活情報の提供

外国人に、生活上必要な行政情報や医療、交通などの生活情報を提供します。あわせて、外国人が相談できる体制を充実していきます。

※45 IT革命：情報技術(IT)分野の革命的な進歩により、工業社会から情報社会への移行が進み、国や企業等の組織や社会・生活環境やライフスタイルまでも変わっていくこと。

4 市民本位の行政運営によるまちづくり

背景と基本的考え方

市民自治を原点に時代の変化に即応し、質の高い行政を展開しながら行政サービスの充実と市民福祉の向上を図り、市民がいきいきとくらす地域社会を創造することが、行政の基本的な役割です。多摩市では、これまで市民の理解と協力を得ながら、都市基盤の整備をはじめ教育、福祉など、ハード、ソフトの両面にわたり行政施策の充実に努め、すべての市民がこのまちに住んでいることに誇りをもち、いきいきと生活することができる都市の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。これからのまちづくりには、市民の選択と責任のもとで、市民本位の行政施策を推進していくことが一層重要になります。そのために、新たな社会環境や経済基調の変化等に十分留意し、絶えず市民感覚を持って行財政運営全般の見直しを行い、市民への説明責任を果たすとともに協働を推進していきます。

また、限られた財源をより一層効率的、効果的に配分するなど、行政の体質改善に努め、地域経営能力の向上と財政の充実を図るとともに、その成果が市民に分かりやすい財政運営を推進します。

さらに、市民の生活圏の広域化に対応しながら、行政の効果的な運営のため、ITの活用を推進するとともに、国や東京都、関係市と連携を図るなど、広域的な視点から行政を展開していきます。

(1) 市民感覚に基づく行政改革の推進

現状と課題

多摩市では、市民の信頼と期待に応える行政を展開していくために、行政改革などを推進し、柔軟な行政運営を展開してきました。今後とも、地方分権を推進し、多摩ニュータウン事業が収束段階を迎えることに伴う新たな都市問題や少子高齢化・IT革命(※45)などの社会環境の変化に対応するとともに、自治体におけるIT革命にも的確に取り組んでいくことが必要です。

このため、分かりやすく開かれた市政の推進と総合調整機能の強化を図るとともに、職員の能力開発に努めるなど、組織の活性化を図ることが求められています。

また、地域経営の視点から業務改革の推進や多様な事業手法を活用するなど、新たなマネジメント手法を取り入れていきます。

① 組織・機構の改革

高度化、複雑化する行政需要に的確に対応していくために、トップマネジメントの充実や組織・機構の弾力的な運営などにより市民サービスの向上のため効果的な行政運営を進めます。

■ トップマネジメントの充実

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に伴う市民要望に的確かつ迅速に対応するために、縦割り組織の政策決定だけでなく、理事者と関係部長等による新たな横断的な政策調整機能を整備し、部門間の事務の関連性、政策形成機能及び企画調整機能の充実を図ります。

■ 組織機構の弾力的運用

新たな行政課題や市民要望に的確に対応するために、分かりやすく、効率的な組織・機構とし、これを弾力的に運用していきます。また、横断的な行政課題に対しては、組織相互の連携や協力を強化するとともに、プロジェクトチームなどの活用を進めます。

■市庁舎の整備等

市庁舎は、多様な行政サービスの提供や市民参画等の拠点施設であるとともに、災害時の防災、情報発信拠点施設でもあります。より市民が利用しやすい庁舎をめざすとともに、情報技術の活用なども考慮しながら今後の庁舎のあり方について検討します。

■行政サービス等の向上

行政は、サービス業であるという認識にたち、業務の統合などにより縦割り主義的な対応を是正し、市民の立場にたった窓口対応や施設開館時間の延長などにより、利便性の向上を図るとともに、行政サービスの向上を図ります。

また、自動交付機の設置等による利用時間の拡大や、手続の簡素化による窓口行政サービス等の向上に努めます。

② 人事管理の充実

行政課題に的確に対応し、市民との協働を推進していくために、職員の能力開発や適正な業績評価、定員の適正化など適切な人事管理に努めます。

■職員の能力開発

職員の個々の能力の向上を図り、新しい行政課題に市民の立場で市民とともに考え行動する職員の育成のために、各種研修の充実を図るとともに、企業、大学、研究機関、非営利活動団体等との交流を進め、政策形成能力や、決定、執行の各段階にわたる過程でのマネジメント能力、市民とのコミュニケーション能力などの向上を図ります。また、情報化の進展のなかで、情報を取捨選択し、使いこなす能力を育成します。

■職員参加の推進

プロジェクトチームの活用や、自主研究グループ等からの提言の活用、意見募集など、職員の自発的な政策提言を促進し、政策形成への職員参加を推進します。

■人事管理の適正化

嘱託職員・臨時職員の有効活用や再任用制度の導入などにより、適正な定員管理を行うとともに、適材適所の職員配置に努めていきます。このため、定数適正化計画を定め、これを着実に遂行します。

また、職員の業績や能力が適正に評価される制度の整備・充実を図るとともに執務環境の改善や福利厚生事業、健康管理等の充実に努めます。

③ 分かりやすく開かれた市政の推進

分かりやすく開かれた市政を推進するために、行政改革推進市民委員会などを開催するとともに市政に関する情報を積極的に公開し、透明な行政運営を推進します。

■市民参加による行政改革推進市民委員会の開催

行政運営や政策決定等にあたって、政策判断の理由や根拠を分かりやすく説明し、更に政策成果についても明らかにするという行政の説明責任を果たすとともに、監査機能を強化することにより、透明な行政運営を推進します。

■オンブズマン制度の充実

公正で開かれた市政の実現及び市民権利の擁護のため、オンブズマン制度の充実を図ります。

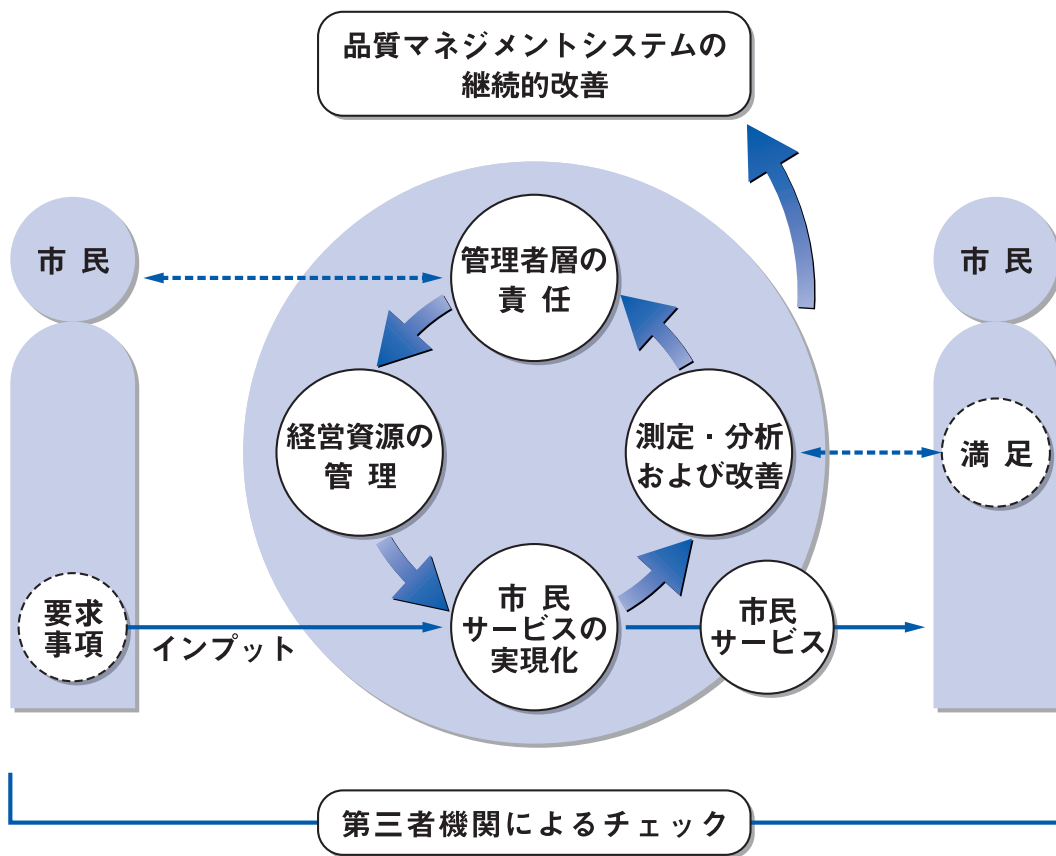
■行政評価システムの導入

施策の成果について、政策指標を取り入れ、市民の視点にたって評価し、市民本位の効果的な運営に努めます。

④ 事務管理の充実

市民本位による効果的な行政の運営を進めるために、計画行政を推進し、業務改革に基づいた総合的な事務管理システムを活用しながら事務管理の充実に努めます。

ISO9001におけるマネジメントシステム



凡例
-----> 要求事項を具体化する流れ
————> 情報の流れ

平成13年 3月 9日 取得
登録証番号 JQA-QM6227
(ISO9001 : 2000)

※46 庁内LAN：市庁舎内での総合的な情報通信ネットワーク。各課のコンピュータや機器をオンラインで結ぶことにより、多様な情報への対応や事務処理の円滑化・効率化を図るもの。

※47 品質・環境マネジメントシステム：品質保証と環境負荷軽減のための国際的なマネジメントシステムのことで、それぞれ、ISO9001、14001が代表的なものである。システムが確実に実行されているか第三者機関のチェックがある。

■計画行政の推進

総合的で科学的な計画づくりを市民とともに進め、先導的事業の実施など、創意工夫をこらした事業展開を図っていきます。また、適切な進行管理によるチェック機能の強化を図り、計画の実効性の確保に努めていきます。

■業務改革による事務執行体制の充実

市民サービスの向上と事務処理の効率化のため、事務の流れの見直しなど業務改革に積極的に取り組むとともに、職員の知恵を活かした組織運営に努めます。また、自治体としての自主性・総合性を発揮した事務や事業の執行方法の研究開発に努めます。

■総合的な事務管理システムの整備

インターネット社会に対応した行政運営ができるように、出先機関も含めたイントラネット（企業内情報通信網）を構築するとともに、総合的な事務管理システムを整備します。個人情報保護やセキュリティ対策に十分に配慮しながら、庁内LAN(※46)を総合行政ネットワークやインターネットに接続させ、事務効率や市民サービスの向上を図ります。

■品質・環境マネジメントシステム(※47)の構築

市が提供する市民サービスについてその品質を管理し、一層の品質向上を図るため国際標準化機構品質マネジメントシステムを構築します。

また、市役所が自ら一事業者として、資源・エネルギーを消費する立場から、行政施策や事業執行、事業所運営について環境への負荷を軽減させるためのマネジメントや環境会計の導入を検討します。

(2) 行政運営の基盤強化

現状と課題

多摩市は、急激な都市化のなかで、均衡のとれた計画的なまちづくりにより、整備水準の高い都市基盤や公共施設の整備を図るとともに、高齢社会への対応等に財源の重点的、効率的な配分を行い、行政サービスの充実に努めてきました。また、計画的な企業誘致等による自主財源の拡充や、事務事業の見直し、OA化の推進などを中心に行財政改革に取り組んできました。

一方、今後、財政構造では、個人市民税への依存が高い一方で、団塊の世代が多いという人口構造の特性などから、税収の伸びの鈍化が予測されるとともに、高い水準で整備された都市基盤の維持・管理や公共施設の管理・運営など、経常的な経費の一層の増加が避けられない状況です。

また、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う行政需要の多様化、増大化が見込まれています。このため、「成長期」から「成熟期」へと新たな段階になる本市の状況を十分に踏まえ、長期的視点にたち、都市の複合機能化や自律都市としての発展を図りながら、自主財源の拡充を進めるなど、行政経営の基盤強化に一層努めていく必要があります。

このため、行政経費全般にわたり、制度面も含めた検討、見直しを行うとともに、市民、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの活用や公共施設の有効活用などを積極的に進め、人件費や物件費などの経常的経費の削減を図るなど弾力的な行財政運営に努めていくことが重要です。あわせて、分権型社会にふさわしい税財政制度の抜本的な改革を行うことが必要です。

※48 地方交付税制度：各地方公共団体間の財源均衡と自主的な行政運営を損なわずに、必要な財源を保障するために国税の一定割合の額を地方自治体に交付する制度。

※49 バランスシート(貸借対照表)：一定時点における財政状況を

示した会計報告書。地方公共団体では、市民の財産としての資産と負担としての債務を項目別に示したものとなる。

※50 ライフサイクルコスト：建物等の企画・設計・建設から維持管理・解体・廃棄にいたるまでのすべてにかかる費用のこと。

① 財政基盤の充実

さまざまな行政需要に対応していくためには、自立性の高い財政基盤の確立が不可欠です。そのため、自主財源の確保に努めるとともに、自主課税についての調査・検討を進め、国や東京都に対し、税財政制度の改善について要請していきます。

■自主財源の確保

企業誘致や起業支援を積極的に図るとともに、未利用地の効果的な活用により自主財源の確保に努めます。また、社会的公平性等の観点から課税客体的確な把握と徴収率の向上を一層進め、使用料などについても、負担の適正化に努めます。さらに、自主課税の可能性についても多面的に研究・検討していきます。

■税財政制度の改善

分権型社会における地方自治体としての自主的な地域経営ができるように、税財源の移譲、地方交付税制度(※48)の抜本の見直し等、税財政制度の改革を国や東京都に要請していきます。一方で、現行の税財政制度の下での、地域経営に必要な補助金については積極的に活用していきます。

② 適正な財政運営

財源の確保と効率的支出を図り、中・長期的な展望にたった財政計画を策定するとともに、バランスシート(※49)や事業評価制度の導入により適正で市民に分かりやすい財政運営に努めます。

■計画的な財政運営

中・長期的な財政計画を策定し、計画的、効果的な財政運営を推進していきます。施設の新設や改修にあたっては、ライフサイクルコスト(※50)を視野に入れ、基金(※51)の有効活用も含め、計画的に対応していきます。また、バランスシートを活用した分かりやすい財政分析を行い、公表します。

■財政運営の効率化

費用対効果や施策の優先度などに配慮し、効率的な財政運営を推進します。また、全庁的な財務会計のオンラインシステムを構築していきます。

■事業評価制度の導入

事業評価制度を導入し、行政運営の費用対効果及び事業目的・意図・結果について、客観的に評価し、公表していきます。

③ 新たな経営手法の導入

効果的に市民サービスを提供するために、新しい経営手法として市民力の活用をはじめ、PFI(※52)による新たな民間活力の導入について検討していきます。また、公共施設や公共用地の効果的・有効的な活用を進めていきます。

■多様な事業手法の活用

事業目的にふさわしい実施手法を選択するために、市民、民間、さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの役割分担のもと、PFIの導入などさまざまな民間活力の効果的な活用を図っていきます。

※51 基金：将来の財政需要に備えて行う積立金のこと。特定の目的に充てるための基金、年度間の財源調整を図るための基金がある。

※52 PFI（ピーエフアイ、Private Finance Initiative）：公共施設等の設計、建設、維持、運営に民間の資金とノウハウを活用し、財源負担の軽減を図るとともに、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る新しい事業手法。

■学校跡地・施設等の有効活用

時代潮流や市民需要の変化に対し的確な対応を図るとともに、厳しい財政環境を展望し、健全財政を維持していくため、新たな公共施設の整備にあたっては学校跡地・施設等の既存施設・用地の効果的な活用を進めるとともに、貸付、交換、売却なども含めた有効活用を図ります。

■公共施設の効果的活用

より充実したサービスを提供するために、施設の有効活用を図るとともに、市民、民間、さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの協働により、施設の管理・運営の改善に努めます。また、老朽化した施設や一定の役割りを終えた施設で、維持管理や改修に多額の経費が必要とされるものについては、廃止も検討していきます。

(3) 広域行政の展開

現状と課題

都市問題の複雑化と行政需要の高度化、多様化により、地域経営の観点から総合的な対応を必要とする課題が多くなっています。また、高度情報化の進展や広域交通網の整備などにより、市民の生活や経済活動が広域化しています。本市は、モノレールやごみ処理などの広域的な行政対応が求められる問題に対しては東京都や関係市と、また介護保険システムの開発や斎場の整備などについては関連市や近隣市等と共同で対応するなど、効果的・効率的な行政運営に努めてきました。今後とも、国、東京都、他区市町村及び関係機関などとの連携のもとに、自主性を堅持しつつ、地域相互の役割分担を明確にし、広域的な行政をさらに推進していく必要があります。

① 広域行政的な連携・協力

多摩ニュータウン事業の推進をはじめ、多摩地域の広域的な課題解決や事務の共同処理のために、国、東京都、関係市及び一部事務組合などとの連携により、広域的な行政の展開を図っていきます。

■都市間連携の推進

国、東京都、周辺都市の計画との相互調整を図るとともに、近隣市等とは地域特性を活かした機能分担を図ります。また、インターネットや総合行政ネットワークなどを活用しながら、広域的な連携を図るとともに、図書館をはじめとした各施設の相互利用を図り、市民サービスの向上や環境、交通、文化、医療などの広域的な行政間の連携や仕組みづくりに取り組んでいきます。